

収入金額に関する計算書

(法第72条の2第1項 第2号 第3号 第4号 に掲げる事業)

事業 年度		法人名	

第六号様式別表六（提出用・控用）

(R7. 4. 1総務省令第72号対応)

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘要		金額（円）
	収入金額の総額		
		計 ①	
	控除される金額		
		計 ②	
	差引計 ①－②		③
	法附則第9条第8項の規定による控除額（⑤に掲げるものを除く。）		④
	法附則第9条第8項の規定による控除額（政令附則第6条の2第2項第1号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限り。）		⑤
	法附則第9条第10項の規定による控除額		⑥
	法附則第9条第19項の規定による控除額		⑦
	法附則第9条第20項の規定による控除額		⑧
	法附則第9条第21項の規定による控除額		⑨
	法附則第9条第22項の規定による控除額		⑩
	法附則第9条第23項の規定による控除額		⑪
	法附則第9条第25項の規定による控除額		⑫
	計 ③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨－⑩－⑪－⑫		⑬

添付書類について

決算書（貸借対照表、損益計算書）を添付してください。

また、電気供給業及びガス供給業とその他の事業を併せて行う法人は、区分して申告してください。

この場合において、区分計算した計算書（任意様式）と法人税申告書別表4の写しを添付してください。

第 6 号様式別表 6 記載要領

- 1 この計算書は、電気供給業又はガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）の申告書に添付すること。この場合において、法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。
- 2 「

第 2 号
法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業
第 4 号

」 となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第 2 号」、「第 3 号」又は「第 4 号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業（電気供給業及びガス供給業に限る。）、同項第 3 号に掲げる事業及び同項第 4 号に掲げる事業のうち 2 以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。